

◆必要書類チェック表

<p>全ての方について提出が必要な書類★</p>	<p><input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書、利用調整調査票（その1・2）、同意書及び確認書</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号記載用紙</p> <p>保育が必要な理由に応じていずれかの書類を提出してください （別途添付書類が必要な場合もありますのでご注意ください）</p> <p><input type="checkbox"/> 勤務（内定）証明書（証明様式①A欄）</p> <p><input type="checkbox"/> 就労（予定）状況申告書（証明様式①C欄）</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病・障がい状況申告書（証明様式②）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書（証明様式②）</p> <p><input type="checkbox"/> 就学等（予定）証明書（証明様式①B欄）</p> <p><input type="checkbox"/> 求職活動状況等申告書（証明様式①D欄）</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>状況に応じて必要な書類</p>	<p>こども又は世帯の状況に応じて必要な書類を提出してください</p> <p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設への入所にかかる証明書 （児童を認可外保育施設（企業主導型保育事業、職場内託児所を含む）へ預けている場合提出してください）</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の疾病にかかる診断書 （利用申込みを行う児童に治療中、または経過観察中の疾病があり、1年に1回以上の継続的な通院が必要な場合提出してください）</p> <p><input type="checkbox"/> 保育理由証明及び申告書 （保護者以外の同居の親族や別居（保護者住所地からおおむね1km圏内）の65歳未満の祖父母等について、保育が出来ない理由がある場合、提出してください）</p> <p>【保育士等の優先利用の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 優先利用申込書（保育士等用）</p> <p><input type="checkbox"/> 保育士証（写）又は保育士登録済通知書（写）、看護師免許（写）、教員免許等の資格証明（写）等、資格を証明する書類</p> <p>【障がい者手帳の交付を受けている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者手帳（写）</p> <p>【単身赴任の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票等、居住地が確認できるもの</p> <p>【申込日時点から過去3か月以内に失業し、求職活動中である場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 失業した日及び失業の事実が確認できるもの</p> <p>【市外在住の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票等児童の氏名・生年月日が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）等、転入先・転入予定日が確認できるもの （大阪市内へ転入予定の場合提出してください） 等</p>
<p>その他</p>	<p>平成31年1月1日時点の居住地が大阪市外である方については、お住まいであった市町村が発行する「令和元年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細がわかるもの）を提出してください。</p> <p>平成31年1月1日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類を提出してください。</p>

※その他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

★「全ての方について提出が必要な書類（個人番号記載用紙を除く）」の提出がない場合、認定却下になることがあります。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和元年10月～（改正予定）

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の平成31年度分（平成31年4月から8月までの間にあっては平成30年度分）の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」）	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の平成31年度分（平成31年4月から8月までの間にあっては平成30年度分）の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	0	2,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	0	8,000 (4,000)	0
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	0	3,500 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	0	10,000 (5,000)	0
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	0	5,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	0	11,700 (5,850)	0
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	0	6,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	0	13,800 (6,900)	0
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	0	7,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	0	15,500 (7,750)	0
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	0	8,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	0	18,100 (9,050)	0
第10	77,101円以上 79,000円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	0	9,000 (0)	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第11	79,000円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	21,500 (10,750)	0	21,300 (10,650)	0
第12	97,000円以上 115,000円未満	ひとり親世帯等	24,900 (12,450)	0	24,700 (12,350)	0
第13	115,000円以上 133,000円未満	ひとり親世帯等	28,300 (14,150)	0	27,900 (13,950)	0
第14	133,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等	32,700 (16,350)	0	32,300 (16,150)	0
第15	169,000円以上 211,201円未満	ひとり親世帯等	39,400 (19,700)	0	39,000 (19,500)	0
第16	211,201円以上 217,000円未満	ひとり親世帯等	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0
第17	217,000円以上 256,000円未満	ひとり親世帯等	45,100 (22,550)	0	44,500 (22,250)	0
第18	256,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等	50,700 (25,350)	0	50,100 (25,050)	0
第19	301,000円以上 358,000円未満	ひとり親世帯等	53,000 (26,500)	0	52,400 (26,200)	0
第20	358,000円以上 397,000円未満	ひとり親世帯等	59,200 (29,600)	0	58,600 (29,300)	0
第21	397,000円以上 432,901円未満	ひとり親世帯等	61,700 (30,850)	0	61,100 (30,550)	0
第22	432,901円以上 536,000円未満	ひとり親世帯等	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0
第23	536,000円以上	ひとり親世帯等	65,900 (32,950)	0	65,300 (32,650)	0
		左記のうち上記以外の世帯	70,600 (35,300)	0	70,000 (35,000)	0